まちづくり基本条例検討委員会　第８回会議次第

日時：平成１９年2月２４日（土）
　　午前９時
場所：熊谷市役所３０２会議室

１ 開会

２ あいさつ

３ （仮称）熊谷市自治基本条例の検討

４ 諸連絡
（１）次回会議について
　　日時　３月１０日（土）　午前９時から
　　場所　熊谷市役所３０２会議室

５ 閉会

－（仮称）熊谷市自治基本条例案概要の第７回会議での検討の集約－

第１　総則

１　目的

この条例は、熊谷市の~~住民~~自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会~~及び~~、行政~~など~~等の役割を明らかにし、市民主体の豊かで活力のあるまちづくりを~~推進~~実現することを目的とします。

２　用語の定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

①市民　市内に住み、働き、学び、若しくは活動する人又は~~市内に事業所を置く~~次号に規定する事業者~~等~~をいいます。

②事業者~~等~~　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

③市　市議会及び執行機関をいいます。

④執行機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

⑤参画　まちづくりに関する施策の立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加することをいいます。

⑥協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任を自覚しながら、課題の解決に向け共に考え行動することをいいます。

⑦コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２　基本原則

１　市民参加の原則

まちづくりは、市民~~１人~~一人ひとりが主体となり推進することとし、市は、市民に市政への参加の場と機会とを保障することを原則とします。

２　協働の原則

市民及び市は、それぞれの役割及び責務を自覚し、知恵を出し合いお互い~~協力しながら~~の協働により、まちづくりを進めることを原則とします。

３　情報共有の原則

市民及び市は、市民参加及び民主的な市政運営の推進のために、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３　市民の役割

１　市民の権利

（１）市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。

（２）市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有します。

２　市民の責務

（１）市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

（２）市民は、自ら有する知識及び能力を、まちづくりにいかすよう努めます。

（３）市民は、行政サービスに要する経費を応分に負担します。

３　事業者の責務

事業者は、~~地域社会~~市民の一員として~~社会的役割を自覚し、~~地域社会~~へ~~の~~との調和を図りながら、広く社会貢献に努めます。